

アンチゴネをどう読むか——神の法・人の法

寺田 麻佑*

I. はじめに

本稿は、従わなければならないのは人である統治者の決める法なのか、古来、慣習として信じられ、存在が認められてきた、神々の法としての法なのかという問題について、アンチゴネをどのように読み解くのかという観点から、神の法・人の法について考察をおこなうものである。

アンチゴネは、神々の掟（法）に基づき、国王が定めた国（人）の法に抵抗した。

アンチゴネはこう語る。「この法は昨日今日のものではない、永遠に命を保つもの、いつから現れたか、誰も知りません。」

古代や中世との比較において現代社会の法をみるとき、その特色は、個人の尊厳と個人の尊重を中核とし、基本的人権の制度的保障体系が憲法や法律のなかに確立され、整備されていることだということである。

しかし、法は、だれが、どのように作ることができるのかということに関する答えはない。法律の内容は（民主政のうち、とくに間接民主制を採用する社会においては）議会の「公開の」審議を通して討議されて確定されるべきであるが、現実の法制定過程をみると、審議は行われず、あらかじめ定められた、もしくは予定された通りに国会を通過していくものも多い。

また、法が社会状況に追いつかない問題も常に生じる。法と社会のずれの問題は、どの社会においても起こるが、日本社会においてもそうである。このような法と社会のずれの問題は、何を「法」と考えるのかという問題とつながっている。

そこで、本稿は、アンチゴネを主題としてそこから現れる神の法・人の法の相違について検討を加えたいうえで、現代社会の法と社会、人の法と神の法の問題をアンチゴネがどのように解釈しているのかということを通して考察を行う。

* 国際基督教大学教養学部政治学・国際関係学部法学メジャー准教授

Ⅱ．神の法・人の法

1. なぜ「アンチゴネ」か⁽¹⁾

本稿は、法と社会の認識の違いを「アンチゴネ」にみられる神の法と人の法の対立の関係を通して読み解こうとするものである。もっとも、包含される範囲は膨大であり本稿が扱える範囲はそのごく一部である⁽²⁾。アンチゴネを主題に選ぶのは、この混沌とする世の中において、先端技術も発達してますます便利になるなか、価値観や生き方、国の政治体制の在り方を巡って——それは例えば宗教を巡る問題も含めて——それぞれに比較不能な価値がひしめき合っている現在社会⁽³⁾の抱える一つの大きな問題である、神の法と人の法に関する検討の前提の一つ——もしくはわかりやすい例——を示してくれる最適の素材であるためである⁽⁴⁾。

2. アンチゴネの背景とあらすじ、テーマ

以下においては、本稿の検討のモチーフとなるアンチゴネの背景とあらすじ、テーマについて紹介をおこなう。

(1) ソポクレスについて

アンチゴネを書いたソポクレスは紀元前 496 年頃にアテナイ北部コロノス区に生まれたと伝えられており、パルテノン神殿が建設され（前 447 年 - 前 432 年）、知性派で有名な政治家のペリクレス（前 495 年頃から前 429 年）が統治を行ったギリシア本土のアテナイ国の黄金時代を生き、アテナイの全面降伏によって終わったペロポネソス戦争（前 431 年 - 前 404 年）終結前の 406 年頃に世を去ったとされている⁽⁵⁾。ソポクレスは少年時代はレスリングと音楽の鍛錬に励み、アイスキュロスの下で悲劇を学び、国政や外交使節方面でも活躍し、将軍にも選出されている⁽⁶⁾。アンチゴネは紀元前 440 年頃に書かれたとされており、紀元前 441 年にソポクレスがアテナイの将軍に任ぜられた理由の一つは、ディオニューシアの祭典でのアンチゴネ上演の好評によるとされている⁽⁷⁾。さらに同時期にソポクレスはヘレノタミアス（徴税官）にもなっている⁽⁸⁾。ソポクレスは多作家であり、123 篇の悲劇を上演したとされるが、ソポクレスはディオニューシアの祭典の本選出場を 30 回許され、そのうち優勝回数が 24 回とも 18 回とも伝えられている。現在その作品は 7 篇が伝えられている⁽⁹⁾。

(2) アンチゴネの物語背景

ギリシア悲劇はギリシア神話を題材にしており、アンチゴネは以下のようなストーリーを前提としている。

テーバイ国の王ライオスは、我が子に殺されるであろうという神託を受けたが王妃イスカオテとの間に子をもうけたところ、神託の現実化を恐れて生まれた子供のかかとをピンで刺したうえで山の中に捨てた。しかし、その赤子は拾われ、コリントス王夫妻のところにもたらされ、コリントス王の養子となり、オイディプス（腫れた——オイディン——、足——プース——）と名付けられる。その後、「父を殺し、母と交わるであろう」との神託を受けて旅に出たのち、旅の途中で言い争いになった老人を殺害し、「四つ足、二つ足、三つ足、声は一つのもの何か」という謎を出しては解けない者を殺していたスピックスの謎を解き退治してテーバイの国民を救ったのちに、テーバイの王位について王妃イスカオテと結婚する。イスカオテとオイディプスの間にはエテオクレス、ポリュネイケース、アンチゴネ、イスメーネの四人の子が生まれるが、先王の殺害の穢れでテーバイは悪疫に見舞われた際に犯人を捜していたオイディプス自身が殺害者であり、さらに自らの母と結婚していたことが明らかになり、イスカオテは自ら首を吊って死に、オイディプスも両目を自ら潰す⁽¹⁰⁾。

オイディプスの息子たちはオイディプス亡きあと王位を争い、ポリュケイネスが敗れてアルゴス国に逃れ、そこの王女と結婚してアルゴス軍を率いてテーバイ国を攻めるがアルゴス軍は敗退し、エテオクレスとポリュネイケースは兄弟で互いに戦ってともに死亡する。その後、イスカオテの兄にあたるクレオンが王位に就いた状態がアンチゴネの劇の始まる時代背景となっている⁽¹¹⁾。

このように、そもそもその前提としての、アンチゴネの親族関係が複雑であることは認識しなければならない。アンチゴネの父オイディプスは、知らなかったとはいえ自らの父を殺害し、母であるイスカオテと結婚し、アンチゴネたちが生まれている。オイディプスは、アンチゴネの父であるとともに、同じ母から生まれた兄でもある。また、母イスカオテは、アンチゴネにとって母であり、祖母でもあるのである。

(3) アンチゴネのテーマ

アンチゴネの主要なテーマは、王であるクレオンが地上である国家の掟（法）として、たとえ神の掟（法）に反したとしても国家を敵に回した者の死体を埋葬してはならない、と主張するのに対して、神の掟（法）を大切にし、地上の掟（法）を破って

も兄の遺体を埋葬するアンチゴネの主張が対立していることによって「神の法か人の法か」として浮き彫りにされている。後に言及するように、論者はその他のテーマ（たとえば近親相姦）も解釈に組み込んで議論しているが、それらは、そう読み取れるかもしれない、というテーマであり、明らかなテーマではないと考えられる⁽¹²⁾。

また、悲劇という点においては、アンチゴネを処刑したクレオンが、その後アンチゴネの婚約者であった息子ハイモンと、息子の死を悲しんで自死する妻をみつめて妻と息子を同時に喪う不幸を認識することで、アンチゴネの悲劇でもあり、クレオンの悲劇でもあるという形になっている⁽¹³⁾。

3. アンチゴネと神々の法

アンチゴネは、彼女の叔父であり、王であるクレオンによって、兄の埋葬を禁止する勅令が出ているにもかかわらず、その埋葬をおこなった。アンチゴネの兄ポリュネイケースは、自らこそがテーバイの王位継承者であるのに、正当に受け継ぐべき領土を弟に奪われたとして、弟を敵として戦った。ポリュネイケースそして弟のエテオクレスもその戦いによって死亡した。この兄弟の母方の叔父にあたるクレオンは、ポリュネイケースは不忠の徒であり、共同体の掟を破ったものであるとして、正式な弔いをおこなわず、彼の遺体は覆いもなく、辱められ、略奪されるままとされていた。アンチゴネはその兄を二度埋葬する。二度目に衛兵たちがアンチゴネの行為を見たということとなる。アンチゴネはクレオンの前で、埋葬をしたのが自分であるということを否定することを拒否した。

「したと認めます。否認などするものですか。」

とアンチゴネは言う。

以下においては、比較のために、ソポクレス作と、そののちの改作であるアヌイ版、ブレヒト版の同様の戯曲の舞台を引用しながらみていくこととする。

ソポクレス版によるくだけり⁽¹⁴⁾

クレオン （アンティゴネーに）さてお前だ。ずっと俯いておるな。
 これをしたことを認めるか、それとも否認するのか。

アンティゴネー したと認めます。否認などするものですか。

．．．

クレオン (アンティゴネーに) お前の方は、多言は無用、手短に答えるのだ。これをしてはならぬという布告のあったことを、知っていたのか。

アンティゴネー 知っていた。どうして知らぬわけがあるろう、公然のことなのに。

クレオン それなのに、敢えてこの掟を踏みじったというのだな。

アンティゴネー このお触れを出したのはゼウス様ではないし、地下の神々とともにある正義（ディケー）の女神が、人間のためにこのような掟を定めたわけでもない。それに、あなたのお触れは死すべき人間の作ったもの、そんなものに、神々の定めた、文字には書かれぬ確固不動の法を凌ぐ力があるとは考えなかったからだ。

この法は昨日今日のものではない、永遠に命を保つもの、いつから現われたか、誰も知りません。

・・・

アヌイ版によるくだり⁽¹⁵⁾

クレオン (アンチゴーヌに) ほんとうか？

アンチゴーヌ ええ。ほんとうよ。

クレオン どうして兄さんを埋めようとしたのだ？

アンチゴーヌ そうしなければならなかったから。

クレオン 禁じたのだ、それを。

アンチゴーヌ (静かに) でも、そうしなければならなかったんです。お墓に入れてもらえない人たちは、安らかに眠ることもできずに、いつまでもさまよい続けなければならないんですもの。

・・・

ブレヒトによるアンティゴネのくだり⁽¹⁶⁾

アンティゴネー 私がしたことを認めます、否定はしません。

クレオン ではもう一つ答えろ、だが手短にだ。他ならぬこの死人に関して、国中にでている御触れを、お前は知っておるか？

アンティゴネ　知っていました。知らないはずがない。はっきりした御触れでしたから。

神の掟（法）は書き記されていない、根拠の見えない、共同体の伝統に根差した掟である。そして、王（クレオン）の定めは、君主の定めである。

アンチゴネは、神々の掟（法）に基づき、国王が定めた国（人）の法に抵抗した。これは、国という権力、国王という権力に対抗した、ということができるかもしれない。アンチゴネは、「法がどこからくるか、知っている人はいない。法は永久に続くもの」ということを伝えるために、クレオンに下記のように語る。

「このお触れを出したのはゼウス様ではないし、
地下の神々とともにある正義（ディケー）の女神が、
人間のためにこのような掟を定めたわけでもない。
それに、あなたのお触れは死すべき人間の作ったもの、そんなものに、
神々の定めた、文字には書かれぬ確固不動の法を
凌ぐ力があるとは考えなかったからだ。
この法は昨日今日のものではない、永遠に
命を保つもの、いつから現われたか、誰も知りません⁽¹⁷⁾」

アンチゴネは、兄を「二度」埋葬する。このように、埋葬を二度おこなったということは、アンチゴネ自身、自身の行いが一回限りの出来事ではなく、何度でも繰り返される可能性をもったものをはっきりと認識し、繰り返されることのある「神の法」であることを明瞭に示しているように考えられる。アンチゴネの認識する神の法、神々の法は、アンチゴネによって法として反復され、繰り返されているのである⁽¹⁸⁾。また、肉親を埋葬することは、古来変わらぬ神の法であるとアンチゴネは考えており、さらに、その法（掟）は、本来は人の法と対立するものではなく、神の法が人の法の基礎となることが多いものであることから、アンチゴネは、人の法としても神々の法に反することがあってはならない、と考えているのではないか。それが、「あなたのお触れは死すべき人間の作ったもの、そんなものに、神々の定めた、文字には書かれぬ確固不動の法を凌ぐ力があるとは考えなかったからだ」という言葉に現われている。

たしかに、アンチゴネが兄を埋葬したことは、クレオンの禁令に反するという意

味においては人の法に反していたけれども、多くの場合、人の法にも神の法にも反しない事案であるということからすれば、今回は反逆者を埋葬するなという追加の命令（法）があることが対立の根拠になっている。アンチゴネにとってはしかし、国家の反逆者であっても兄であり、「神々の法を凌ぐ力」が人の法にあるとは考えないため、親族としての兄の遺体をこの特別の状況の中で葬ることを選択する。そして、改めて神の法と人の法の対立が浮き彫りにされている⁽¹⁹⁾。

4. クレオンの統治の視点

アンチゴネの伏線のもう一つの主題として、家族の問題がある。アンチゴネは兄のために死ぬ、それは、兄との特別な関係性のゆえにではないかという視点である⁽²⁰⁾。アンチゴネは、ヘーゲルが指摘するように、公的な領域と対立する血縁（血の絆）の象徴であるから、有罪となったというべきなのだろうか⁽²¹⁾。

クレオンの統治の視点は、ヘーゲルの普通の視点と重なっている⁽²²⁾。ヘーゲルは、アンチゴネが表象しているものは家庭の守護神の法であり、クレオンは国家の法を表象しているのだという。両者の葛藤は、正義の最終的な調停者としての国家の権威に親族関係が屈服するときに生じる。ヘーゲルにとっては、親族関係は文化規範の領域に属し、国家がその出現と存続のために親族構造に依拠しているときでも、文化領域は、国家に対して従属的な関係を有しているとみなされている。ヘーゲルは国家と親族関係を対立させ、アンチゴネを親族関係の象徴とみなす。国家は「人倫性⁽²³⁾」の領域で、公共的なものが構成される場所である。親族関係はこれに対置されるが、親族関係は、国家という公的な領域の限界部分にあり、国家によって、それ自身の設立と維持のために前提とされつつも、乗り越えられていくものである⁽²⁴⁾。

なお、ゲーテは、「家族」と「国家」間の緊張がアンチゴネの劇の中心的主題とするのではなく、アンチゴネとポリュネイケースの近親相姦の関係は倫理的な事例の一つとはならないという⁽²⁵⁾。

しかし、国家と家族の緊張の問題との分類には簡単には入れることはできないが、アンチゴネは自分のために死ぬ点も多分にある、と指摘したい。アンチゴネの埋葬の動機は兄を埋葬する、というものであり、それが特別な関係によるというものや、公的な禁止令に反するという動機よりは（理屈としては神の法に反するというものはあったとしても）、ある種、私的な動機も大きいものと考えられる。兄を含めた自らの血族（もっとも、クレオンも血族なのではあるが）の名誉のために、兄を埋葬する

のである。ここに、私的な動機を覆い隠す公共的な外観を作り出すような形で神の法の問題がアンチゴネによって持ち出される⁽²⁶⁾。

私の解釈としては、このような、私的なアンチゴネの意図も包含しながら物語は進んでおり、純粹に家族の問題のように見えるような（そう解釈することも可能とするような）劇の揺らぎはあるが、やはり、人の法に対立する神の法の問題に帰着しているものと考えられる。すなわち、ゲーテの解釈と同様に、そもそも、「家族」と「国家」の間の緊張が主題なのではなく、むしろ、従わなければならないのは人である統治者の決める法なのか、古来から慣習として信じられ、存在が認められてきた、神々の法としての法なのかという問題として描かれている⁽²⁷⁾。

Ⅲ. 現代社会との比較

1. 国家共同体の正義—ある意味で現代社会の法も同様

正義を「自らが住んでいる国の決まりを犯さないこと」というように解すれば、自分の国（共同体）の決まりを犯さないことは正義となる。このように、テーバイの共同体が弟の埋葬を拒むことは、ヘーゲルの理解によれば、「正義」である⁽²⁸⁾。共同体の掟としては、共同体を破壊するものはこれを排除することが当然だからである。

そうすると、やはり、クレオンの法を犯さないことが正義であり、クレオンの命に反して埋葬を行うことは正義に反することになり、共同体への反逆とみなされる。

なお、これを、現代社会における法との比較の観点からみると、国家転覆（共同体を壊す）ことは現代の法においても最も重い罪とされている。現代社会の日本の現行刑法（現在、実際に効力を有している法律としての刑法）においても、内容は異なるが、内乱罪は規定されており、共同体（日本）の統治機構を破壊する罪を犯した首謀者に与えられる刑罰は、死刑または無期懲役のみとなっている⁽²⁹⁾。

共同体の精神に暴力を加えようとするものについては、名誉等をはく奪させても仕方ない、とすることが正義だとすれば、——アンチゴネの場合は埋葬をしないということとなるが——それも共同体の側からみた正義となる。

クレオンにとって王位継承直後の混乱期においてアンチゴネの反逆は国家転覆の企てそのものであり、死刑でもって臨むべきものだったのだと考え、日本における現代社会においても類似の規定があることを比較できる。そこで、現代社会の法として、以下、日本の刑法についてみると、刑法 77 条 1 項は、「国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本

秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。」と定めている。

また、同条1項1号は、「一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。」と定めており、クレオンの時代のように死体を鳥につつかせるままにしておく、というようなことはしないとしても、内乱罪の首謀者は死刑又は無期禁錮の刑が定められており、厳罰に処せられることがわかる⁽³⁰⁾。

法は社会によって、また、時代によって変わるため、当然現代にそぐわない規定は時代の変遷とともに増え、そういった規定は逐次改正される。しかし、基本的な法による規律の根幹は変化がないため、連続性があると言える。

このことからすれば、内乱に関する罪は統治機構に対する罪として、基本的な変更はなされてこなかった点も含め、共同体の側からみれば正義となることがわかる。

参考

刑法（明治四十年法律第四十五号）⁽³¹⁾

第二章 内乱に関する罪

（内乱）

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

（予備及び陰謀）

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（内乱等幫助）

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

第三章 外患に関する罪

(外患誘致)

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(未遂罪)

第八十七条 第八十一条及び第八十二条の罪の未遂は、罰する。

(予備及び陰謀)

第八十八条 第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2. 現代社会の法の制度的特色 ⁽³²⁾

古代や中世との比較において現代社会の法をみると、その特色は、個人の尊厳と個人の尊重を中核とし、基本的人権の制度的保障体系が憲法や法律のなかに確立され、整備されていることである。主に、以下のような特色がみられる。

- 1 立法の制度や手続がしっかりと決められており、法体系そのものが、法を新しく制定したり改廃する手続きを明瞭に定めていること。
- 2 裁判制度と手続の制定 法に従い、紛争を解決する権限や手続きが定められていること。
- 3 行政組織・制度が発達していること、すなわち、法に従って国家目的を遂行し、裁判所の決定を執行する官僚制が発達していること。
- 4 専門的官僚（立法者、裁判官や行政官）のほかに、市民に法的助言を与え、裁判所の判決の形成に寄与する法律家が社会に存在していること ⁽³³⁾。

また、現代社会においては、「社会あるところ、法あり」といわれる。「法」という言葉が表現する実体は、現代社会においては、国家の実定法を典型的にみることができるよう、一定の価値体系を表現するものであり、それ自体、特定の体系性や論理

性、思想性を持っている⁽³⁴⁾。さらに、現代社会の法システムは、様々に複層化、複雑化している状況に対応するため、多元的な価値観にみあった様々なハードロー・ソフトローの組み合わせの規制枠組み体系が構築されていることも特徴である⁽³⁵⁾。

3. 神の法と人の法の違い

これに対して、神の法はどのようなものか。ギリシア世界の神の法とは異なる文脈になるが、神の法を考える具体例として、ヨハネ伝福音書を引用したい。

ギリシア語で書かれたとされる、ヨハネ伝福音書の冒頭には、「はじめにことばあり、ことばは神とともにあり、ことばは神なりき。よろづの物これによりてなり、なりたるものに一つとしてこれによらでなりたるはなし、これに生命あり、この声明は人の光なりき、光は暗黒に照る、而して暗黒は之を語らざりき」⁽³⁶⁾とある。

このテーゼに対してゲーテは、「ファウスト」において、Am Anfang war die Tat（はじめに行為ありき）というアンチテーゼを主人公ファウストに述べさせている⁽³⁷⁾。

神は言葉（logos）であり、光であり、生命であり、神の行為においては、光と闇、ことばとおこないは分離されない。神の法は、万物をことばによってかたちづくる⁽³⁸⁾。

そして、神が絶対超越的な存在として示す「掟」は人々が従うべき法となる。

神の法と人の法との違いとの観点でいえば、現代社会——特に西欧近代社会の基本構造を受けいれている社会——は、人の法の世界である。しかし、現代社会は、さらに神の支配から逃れ、政教分離の下で、判断を個人の自由にゆだねるリベラリズムと、宗教から離れて個人の自由が確立するという世俗主義の理念を実現した社会となっている⁽³⁹⁾。

これは、現代社会においても、イスラーム世界は特に、「人間とその社会の規範は、神の定めた法に由来するのであって、人間が時代の変化とともに変えられるものではない。」ことを基本としていることと対照的である⁽⁴⁰⁾。本稿においては深く立ち入らないが、イスラームは、信仰と、行為規範としての「法」を分離しない。神の法に従うことが法であり、政教分離の発想もない。神が立ち入ることのできない領分を人間社会に認めないため、近代国家の成立背景にあるとされる、特定の世界観である宗教から距離をおいて理性的性格を有する国家を生じさせたとする考えとは異なっている⁽⁴¹⁾。フランスにおけるスカーフ問題を巡る対立などにみられるように、西洋社会との対立が起きているのも神の法と人の法との確執といえる⁽⁴²⁾。

4. 人の法の問題—法と社会の「ずれ」

法は、だれが、どのように作ることができるのかということに関する答えはない⁽⁴³⁾。法律の内容は、しっかりとした議会の「公開の」審議を通して討議されて確定されていくべきであるが、現実には、議論が不十分なまま法律が制定されていたり、拙速に法制定がなされることもあれば、問題点が気付かれぬまま議会通过するものも多い⁽⁴⁴⁾。

19世紀に、すでにJ.S.ミルなどによって指摘がなされていることであるが、多数者の支配的階層の意見や考え方が法となり、国民を規律するという問題は、選挙制度と政党政治、行政権の拡大、議会制の構造変化といった問題と密接に関連し、立法過程に関する問題にも関係している⁽⁴⁵⁾。

また、法が現実の社会状況にあわないこともしばしば問題となる。どの社会においても起こる法と社会のずれの問題は、日本においても生じている。また、法制定は社会の変化を見越して行われているはずであるが、私たちは、何が法制定されているのかも知らない場合が多い。

たとえば、成人年齢は最近、日本においては20歳から18歳となった（改正法は2022年4月1日施行予定である）⁽⁴⁶⁾。また、通称カジノ法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律：平成28年法律第105号）が作られた⁽⁴⁷⁾。これらについては、多くの報道がなされてきたため、新たな法制定がなされたことが周知されている可能性が高い。しかし、たとえば、2018年6月6日より、「生産性向上特別措置法」という法律が施行されていることは認識されているだろうか⁽⁴⁸⁾。

この生産性向上特別措置法の趣旨は「近年、IoTやビッグデータ、人工知能など、ICT分野における急速な技術革新の進展により、産業構造や国際的な競争条件が著しく変化しています。こうした変化に対応し、世界に先駆けて「生産性革命」を実現させるべく、政府は、昨年12月に「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめました。この中で、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員することとしていることを受け、生産性向上特別措置法により、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じます。」ということである。

なお、その政策パッケージとは、以下のようなものである⁽⁴⁹⁾。

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の概要

1) プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設

参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証及び規制改革につながるデータの収集を可能とします。

2) データの共有・連携のためのIoT投資の減税等

データの共有・連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行います。また、一定のセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を創設します。

3) 生産性向上特別措置法に基づくデータ活用支援施策について

中小企業の生産性向上のための設備投資の促進

中小企業者が、市町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際の支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで、生産性向上のための設備投資を加速します。

このように、新たに社会の基本的な活動にかかわる法律ができていなか⁽⁵⁰⁾、法体系の中に異質な価値を体現する法律が複数存在している現状があるといえる⁽⁵¹⁾。

また、たとえば、法と社会のギャップという観点からみれば、「法はしばしば死者による生きているものの支配」といわれる事柄そのものがみられる。私たちは、死者による法にも規律されているのである⁽⁵²⁾。

これらの法にみられる現代の日本からみた矛盾はたくさんあるが、法体系のなかには異質な価値を体現する法がさまざまな形で多元的に併存している⁽⁵³⁾。それが現代の法秩序というものである、ともいえよう⁽⁵⁴⁾。

IV. おわりに—アンチゴネをどう読むか

すでにみたように、私見は、家族観に関する規律や掟をアンチゴネが提示しているというのではなく、まさしく、神の法もしくは慣習的法と人による枠組み——統治のどちらを優先するのかという答えのない問い——をアンチゴネが提示しているというものである。これに関して、答えはない⁽⁵⁵⁾。

アンチゴネの抵抗した人の法は、現代社会からみるとむしろ、アンチゴネの主張のほう尊重される側面もある（兄弟の埋葬を尊重するという側面において）。しかし、

国家反逆罪ととらえれば、アンチゴネの行いは厳しく罰せられる。

人の法において、——特に民主政治を採用している国において——、主権者は国民である。主権者が法を制定し、ある一定の行為（殺人等）については、刑罰によって禁じられる。そして、これは主権者（制定者）にも適用される。これは、神の法が神による指示に対する服従を求めるのとは異なる。

なお、アンチゴネの読み方として、プレヒト等が解釈を試みているように⁽⁵⁶⁾、権力に対する徹底抗戦のような形であると考えすることは、やや、読みすぎではないかと考える。その理由は、アンチゴネは、そもそも血縁的にいっても王女であり、権力の側であり、様々な事情を考慮に入れたとしても、統治者となりうる、統治者的側面をぬぐえない立場であるのに、対権力の象徴とみなすのは無理ではないかと考えらえるからである。かといって、ヘーゲルのように、国家と個人の対立（国家と家族）の対立として問題を先鋭化することも難しいのではないか。なぜなら、アンチゴネにおいては、兄への特別な感情が全面に出されていると読むよりは、なぜ、人の法に従わなければならないのか？ 慣習に従ってはだめなのか？ といった疑問のほうが先に出ているように読めるからである。

アンチゴネは、現代社会に生きる私たちに様々な観点を提示している。アンチゴーヌ（アヌイ作）が「誰のためでもない。わたしのため」と兄を葬るとき⁽⁵⁷⁾、彼女は自己の意思決定に従うことで自らの良心（神の法に基づく）に従うことは、アンチゴネの正義であった。すでにみたように、アンチゴネの側にも揺らぎがあるのであるが、アンチゴネがいうように、神の法によって正当化された彼女による埋葬行為は、アンチゴネの正義であった⁽⁵⁸⁾。

これに対して、クレオンは、法と秩序を守り、統治者として、政治に責任を持つものとして、あくまでも人の法を貫こうとするものであり、それは統治者としての正義であった。これは、人の法と神の法が交わることがないのか、という問題というよりも——交わることはあるはずである——、その社会とその時の状況によって人の法と神の法が対立することがあり、社会・共同体に所属している場合、人の法を選ばざるを得ない（そうでなければ制裁を加えられる）ことを古典的に示した作品であると考えられる。そうだとすれば、共同体に所属することを拒絶することは、死、もしくは生きることが困難になることをも——これは現代にも通じる問題である——意味することをアンチゴネは示唆している。たとえば、移民難民や無国籍の人の人権保障が難しいことの理由の一つとして、人権保障が国家法単位でなされていることもあげる

ことができる⁽⁵⁹⁾。

そもそも、私たちが所属していると考えている「国家」そのものが、規範的論理的象としての、法学的構想であり、法があらゆる法命題を関係させる構想点である⁽⁶⁰⁾。世俗の秩序を形作る最大のものとして国家法秩序がある。国家は、法秩序そのものである。法は本質上、純粋な規範的意味内容であり、秩序であるが、国家は法的な最高の権力として、法秩序の総体として把握される⁽⁶¹⁾。

アンチゴネにおける統治者はクレオン、彼が形成する法秩序が国の法秩序である。共同体に反抗するものは、たとえ自らの親族であったとしても制裁を加える。それは、まさしく、彼（クレオン、王）なりの冷静な決断であり、正義の実現であったのである。もちろん、クレオンも悲劇の人物であり、誰も救われない、という解釈もあろう。しかし、この場合、クレオンの国と統治の仕組みは残ったのである。国家と法秩序、人の法が神の法よりも優先して適用される枠組みを作り出さなければ共同体の秩序は維持できない、そのような読み方もできるものと考えられる。

人の法はつねに変わりうる。とくに先端技術の発展の目覚ましい現在、ひとたび人類が完全な人工知能（AI）を開発してしまえば、それは自ら発展し、加速度的に自身を再設計していくだろうとも指摘され、「人工知能（AI）」は、「人類を滅ぼすことになるかもしれない」、とまで指摘されている⁽⁶²⁾。このような中で法体系はどのように変革していくのが問題となりうる。

しかし国家は、法体系の変革のなかでも、秩序を守り、どのような「変革」がなされるべきなのかに関する決断を常に行っていかなければならない。アンチゴネの物語は、国家の法としての「別の法」の可能性が常に存在している可能性を示しているとともに、神の法と比較して人の法が正しいのか、ということにも答えがないこと、そして、変革の先の法の可能性があることも意味している。このことは、私たちが、現代の法の正しさを常に問い直さなければならぬ、ということも意味しているものと考えられる。

注

- (1) 本稿においては、Antigone について、アンティゴネー・アンチゴヌと様々な訳し方があるが、アンチゴネとする訳に統一している。
- (2) アンチゴネにおける主題はヘーゲルをはじめ、多くの思想家に様々な影響を与えている。もっとも、本稿においては本稿のテーマとの関係上、それらについて細かく検討を加えることはおこなわない。参照、ヘーゲル『精神現象学』上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『法の哲学（上）（下）』（岩波書店、2001年）等。
- (3) 長谷部恭男『比較不能な価値の迷路 リベラル・デモクラシーの憲法理論〔増補新装版〕』（東京大学出版会、2018年）136頁。
- (4) また、本稿に取り組むきっかけとなったのは、2018年6月9日に岩切正一郎先生の「文学の世界（フランス文学）」において「アンチゴヌをどう読むか」、という講義を行わせていただいたことである。貴重な機会をくださった岩切正一郎先生に深く感謝したい。
- (5) 中務哲郎訳『アンティゴネー ソポクレス作』（岩波書店、2014年）158-162頁。
- (6) 同上書、145-147頁。
- (7) 田中美知太郎『ギリシア劇集』（新潮社、1963年）176-177頁。
- (8) 同上書、176頁。
- (9) ディオニューシア祭においては悲劇の競演がおこなわれ、その前の年の予選で出場する三詩人が絞られ、その三人がそれぞれ悲劇を3篇とサテュロス劇1篇をもって本選に進んだとされる。中務哲郎訳・前掲注（5）書167-168頁。
- (10) その後は、アンチゴヌに手を引かれて異郷を放浪して死亡したと『コロノスのオイディプス』において描かれている。
- (11) Sophocles, *Antigone*, edited by Mark Griffith, Cambridge University Press, 1999, pp.1-43.
- (12) 竹村和子訳 ジュディス・バトラー『アンティゴネーの主張 問い直される親族関係』（青土社、2002年）64-65頁。
- (13) 森進一訳「ソポクレス アンチゴネ」田中美知太郎編集『ギリシア劇集』（新潮社、1963年）176-177頁。
- (14) 中務哲郎訳・前掲注（5）書51-52頁。
- (15) 鈴木力衛・岩瀬孝編集『アヌイ作品集 3』（白水社、1965年五版）〔芥川比呂志訳〕262-263頁。
- (16) 谷川道子訳 プレヒト『アンティゴネ』（光文社文庫、2015年）49頁。
- (17) 中務哲郎訳・前掲注（5）書51-52頁。なお、別訳によれば、「おかししました。なぜなら、かの布令をくださったものは、ゼウスの神ではありません。また、あの世の神々と共に棲まいたまう正義（ディケー）の神とて、事もあろうに、あのような掟を、この世の人間に定めたたまはずありません。それにまた、あなたの掟が、神々のゆるがぬ、書かれざる掟を、死すべき身のあなたにのりこえさせ得るほど、それほど力をもっていようと、わたしは思わない。神神の掟は、昨日今日のものではない。いいえ、それは、いついつまでも生きたいのちをもちつづけるもの。また誰一人として、その世に現われた時すら知らぬものです。」となっている。森進一訳「ソポクレス アンチゴネ」前掲注（13）195頁。
- (18) See, Andrew Brown, *Sophocles, Antigone*, Aris & Phillips ltd, 1987, pp.7-8.
- (19) 参照、中務哲郎訳・前掲注（5）書182-183頁。

- (20) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書 64-65 頁。
- (21) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書 64-65 頁。
- (22) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書 64-65 頁。
- (23) 文化の理解可能性の領域を統括している、分節化された規範。
- (24) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書 187 頁。
- (25) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書 166 頁、脚注 14。
- (26) 中務哲郎訳・前掲注(5) 書 51-52 頁。
- (27) 同上。
- (28) 竹村和子訳 ジュデイス・バトラー・前掲注(12) 書。
- (29) かかる規定は日本特有ではなく、他国も同様の規定がある。
- (30) 明治に作られた日本の法律は非常に堅牢な基盤を築いており、1945 年を経て根本的に変わったのは憲法と、憲法の様々な人権規定に基づいて変えるべきとされた諸規定であって、刑法も民法も会社法も、多くの法律が明治時代からの連続性を現在も有している。
- (31) 刑法がなぜあるのかについて、予防と刑法の観点から、See, H. Carvalho, *The Preventive Turn in Criminal Law*, OUP, 2018, Ashworth & Zedner, *Preventive Justice*, OUP, 2015, Ashworth et al. (eds.) *Prevention and the Limits of the Criminal Law*, OUP, 2013.
- (32) 井上茂・福田平・渡辺洋三編『現代法律学全集 1 法律学概論』(青林書院、1971 年) 109 頁。
- (33) 井上茂・福田平・渡辺洋三編・同上書 109 頁。
- (34) 同上書・4 頁。
- (35) 藤谷武史「《多元分散型統御》とは何か? —法(政策)学への貢献の可能性」新世代法政策学研究 20 号 113 頁-119 頁(2013 年)も、国家を超えた様々なインフォーマルなネットワークで実質的な政策決定が行われている、多層的システムの発展を指摘する。また、たとえば、民間主体が公的な任務を行う複雑化や、国際レベルにおける政策決定や執行が国内にも影響を与える多層化などが指摘されている。原田大樹『公共制度設計の基礎理論』(有斐閣、2014 年) 26-27 頁。
- (36) 参照、『文語訳新約聖書』(岩波書店、2014 年)。
- (37) Siehe zu, Johann Wolfgang Goethe, *Faust: Eine Tragödie*-Kapitel 6.
- (38) 参照、前掲注(36) 書。
- (39) 参照、長谷部恭男『法とは何か』(河出ブックス、2015 年) 106-107 頁。
- (40) 内藤正典「ドイツでのスカーフ問題の位相—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層」内藤正典・坂口正二郎(編著)『神の法 人の法』(日本評論社、2007 年) 14 頁。
- (41) 同上、14 頁。
- (42) 同上、14 頁。
- (43) 参照、寺田麻佑「第一章 法の作られ方 ①立法・司法・行政と法」稲正樹ほか『法学入門』(北樹出版、2019 年)。
- (44) 参照、高橋和之「立法・行政・司法の観念の再検討」『現代立憲主義の制度構想—統治機構のあるべき姿を探る』(有斐閣、2006 年) [初出 1998 年]。
- (45) ミルは近代リベラリズムの基本原則を提唱しており、人が自分で選べるのが幸福であるという。参照、大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か』(筑摩書房、2014 年) 22-23 頁。
- (46) 平成30(2018)年6月13日に、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立した (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)。

- (47) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年 法律第 115 号）関係資料（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/dai1/siryou3.pdf）。
- (48) 参照、生産性向上特別措置法（<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180606001/20180606001.html>）。
- (49) 参照、同上。
- (50) 参照、同上。
- (51) 参照、同上。
- (52) 参照、瀧圭吾「租税法律主義と遡及立法」「フィナンシャル・レビュー」平成 29 年第 1 号（通巻第 129 号）（2017 年 3 月）93-121 頁。
- (53) 参照、寺田麻佑「第一章 法の作られ方 ①立法・司法・行政と法」稲正樹ほか・前掲注（43）書。
- (54) 同上。
- (55) 長谷部恭男・前掲注（39）書 106 頁。
- (56) 参照、谷川道子訳 プレヒト・前掲注（16）書。
- (57) 鈴木力衛・岩瀬孝編集・前掲注（15）書〔芥川比呂志訳〕262-263 頁。
- (58) Reginald Gibbons, Charle Segal, *Sophocles: Antigone*, Oxford University Press, 2003, pp.33-34.
- (59) 無国籍者について、新垣修「現代の難民レジームにおける武力紛争と国際人道法：一時避難民と条約難民」論究ジュリスト 19 号（2016 年 11 月）83-90 頁。
- (60) 井上茂・福田平・渡辺洋三編・前掲注（32）書 66 頁。
- (61) グローバル化に伴ってあらたな規制主体や規制の手法が可能となった現在にあっても、最終的な規範内容の形成や執行の可能性は国家に留保されているとする考え方は、「係留点としての国家」としても整理されている。原田大樹・前掲注（35）書 105 頁。
- (62) BBC News 2 December 2014, Rory Cellan-Jones, Stephen Hawking warns artificial intelligence could end mankind. See, <https://www.bbc.com/news/technology-30290540>.

アンチゴネをどう読むか—神の法・人の法

寺田 麻佑

<要旨>

本稿は、従わなければならないのは人である統治者の決める法なのか、古来、慣習として信じられ、存在が認められてきた、神々の法としての法なのかという問題について、アンチゴネをどのように読み解くのかという問題から、神の法・人の法について考察をおこなうものである。

アンチゴネは、神々の掟（法）に基づき、国王が定めた国（人）の法に抵抗した。これは、国という権力、国王という権力に対抗した、ということができるかもしれない。

アンチゴネはこう語る。「法がどこからくるか、知っている人はいない。法は永久に続くもの。」

古代や中世との比較において現代社会の法をみると、その特色は、個人の尊厳と個人の尊重を中核とし、基本的人権の制度的保障体系が憲法や法律のなかに確立され、整備されていることだということである。

しかし、法は、だれが、どのように作ることができるのかということに関する答えはない。法律の内容は（とくに間接民主制を採用する社会においては）議会の「公開の」審議を通して討議されて確定されるべきであるが、現実の法制定過程をみると、審議は行われず、あらかじめ定められた、もしくは予定された通りに国会を通過していくものも多い。

また、法が社会状況に追いつかない問題も常に生じる。法と社会のずれの問題は、どの社会においても起こるが、日本においてもそうである。このような法と社会のずれの問題は、何を「法」と考えるのかという問題とつながっている。

そこで、本稿は、アンチゴネを主題としてそこから現れる神の法・人の法の相違について検討を加えようとして、現代社会の法と社会、人の法と神の法の問題をアンチゴネがどのように解釈しているのかということを通して考察を行う。

Interpreting Antigone's Divine Law and State Law in Modern Society

<Summary>

Mayu Terada

This paper discusses the difference between state law and divine law. A sense of ruling the people can be described as law decided by a ruler who is a person, however, a law of the gods has been recognized as a custom as an ancient tradition and the interpretation becomes a problem.

Based on the laws of the gods, Antigone resisted the state law which was decided by the King. This can be said to be described as against the power of the country, power of the king.

A passage in Antigone, states that "There is no one who knows where the law comes from, the law will last forever."

When looking at the law of modern society in comparison with ancient and medieval times, its characteristics are centered on personal dignity and respect for individuals, an institutional security system of fundamental human rights is established in the constitution and law.

However, there is no answer as to who and how to make it. Although the contents of the law should be confirmed through deliberations by Congress (in the society where democracy is adopted), when looking at the real legislative process, deliberation is not actually carried out.

There also always arises a problem that the law cannot catch up with the social situation. Problems of legal and social deviations will occur in any society, as is the case in Japan. Problems such as these laws and societies are linked to the question of what they regard as "law".

Thus, this paper examines the differences between the divine law and state law that emerging as the theme of Antigone as a subject. Then it discusses the problems of modern society especially the relation between law and society, through interpretation of state law and divine law which is considered and discussed in the Antigone.